

## 第4回 国土審議会大都市圏政策ワーキングチーム議事概要

### 1. 日時

平成21年10月23日（金） 8:30～10:30

### 2. 場所

合同庁舎4号館1階 108会議室

### 3. 出席委員（敬称略）

浅見座長、大野、林、村木

### 4. 議事概要

#### （1）開会

#### （2）議事及び主な発言内容

【資料4 地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月14日地方分権改革推進委員会決定）における指摘事項について（概要）について、事務局より説明】

#### 【議題1 地方公共団体からの意見聴取について】

○地方公共団体からの意見及び意見交換

### （地方公共団体からの意見）

#### 1 群馬県

- ・大都市圏制度は、既成市街地への集中抑制、一極集中に伴う様々な弊害の緩和に有効に機能してきた。
- ・首都圏整備計画については、首都圏は日本、世界をリードするという事で、首都圏整備のためのビジョン、計画は必要であり、核となる都市間の機能の役割分担、産業集積における分散配置、都市の均衡ある発展、分散型ネットワークの構築といったものを具体的に描いていく必要がある。
- ・首都圏の発展のためには、東京圏の発展だけでなく、人材供給、食料供給、水資源や自然環境の提供等で補完関係にある周辺県の発展も不可欠。
- ・広域緑地の保全制度は良好な都市環境を形成するために必要。

#### 2 川崎市

- ・川崎市で取り組んでいる産業育成等の各種施策は、単に川崎市のためだけに行っているものではなく、国内のみならず東アジアや世界を視野に入れて取り組んでおり、このような取組を首都圏の強みとして、どう活かしていくかという視点が必要。
- ・大都市圏制度は、政策区域などにより、既成市街地の過密解消や業務核都市を中心とし

た周辺地域の発展等に一定の役割を果たしてきている。

- ・近郊緑地保全制度は首都圏の緑地保全において大きな役割を果たしており、大都市圏制度見直しの中でも、制度の維持又は代替となる制度の創設が必要。

### 3 大阪府

- ・政策区域制度は、既成都市区域に比べて近郊整備区域・都市開発区域の人口増加が進み、近郊整備区域・都市開発区域のインフラ整備、工場集積も進展しており、一定の法目的は達した。
- ・一方、東京一極集中が進み、本社機能等が移転するなど、近畿圏の相対的な地位が低下しており、近畿圏を含めた大都市圏の役割や、大都市圏特有の課題を意義づけした上で、現行制度については抜本的な見直しが必要。
- ・近畿各府県、政令市の共通認識として、近畿圏は、我が国第2の中核都市であり、我が国の発展を牽引する成長エンジンとして、ふさわしい機能集積のためのインセンティブが必要。
- ・近郊緑地保全制度は、地球環境やヒートアイランド現象といった新たな時代の要請がある中で、制度の存続、基準等の整備が必要。

### 4 愛知県

- ・大都市圏制度は、首都圏、近畿圏に比較して整備の遅れていた中部圏の社会資本整備に一定の成果を上げ、我が国を支えるものづくりの拠点として、中部圏の今日の形成に大きな役割を果たしてきた。
- ・中部圏がものづくりの中核としての役割を今後も果たしていくためには、現行の枠組みを維持発展させつつ、引き続き新たな大都市圏制度の構築、運用を図っていくことが不可欠。
- ・大都市圏計画は、広域地方計画に付加する形で、国が国家的な見地から大都市圏の概念、固有の政策課題やあるべき方向を指針的に明示し、それに応じた措置を図ることがこれまで以上に重要。

#### (環境、災害対策)

- ・ヒートアイランド、ゲリラ豪雨対策として、建物の配置、構造、海からの風の流れの方向等、今後の大都市の環境を考えたときに、緑地制度以外にも、もう少しいろいろなことを大都市で取り組む必要があるのではないかと。
- ・これから先の環境を考えたときに、緑の量だけではなく、工場の排熱活用についても、大都市圏でどのように利用していくのかを考えていくこともあり得る。
- ・大規模地震等の巨大災害に対して、大都市がどう対応していくのか。緊急性、あるいは今後必要な対策として、災害対策基本法以外の新たな取り組み方が必要になってきているのではないかと。

### (大都市圏計画)

- ・国として、大都市圏の方向性をどう考えるかといったご意見があったが、分権の点から考えるとどうか。各ブロックで策定する広域地方計画と、大都市圏計画のすみ分けを明確にしていくことが求められているのではないか。
- ・現在の計画の仕組みは圏域を定めて、そのあり方を記述しているが、単にそれぞれのあり方を示すのではなく、関係をどうしていくかということを記述した方がよいのではないか。

### (大都市圏のあり方)

- ・首都は国に1つしかなく、一番の集積があることから、首都圏の特異性が何かあるような感じがするが、当然、他の大都市圏を拡大した形の問題はあるが、それ以外に特段何が必要なのか見えにくくなっているのが現状ではないか。
- ・インセンティブの付与については、それぞれの地域で具体的にどのようなインセンティブを国としてやるべきなのかということ。また、国がインセンティブを付与する場合、三大都市圏に大きな違いをつけることは非常に難しいのではないか。
- ・大都市圏にインセンティブをつけることは、十分あり得る。ただ、インセンティブをつけるのはある意味で国からローンを借りているようなもので、成長した後に返す、例えばほかの地域の税金が投入されているのであれば、当然ほかの地域に返すということが前提。
- ・高齢化が進むなかでの大都市のあり方を考える必要がある。例えば、圏域で地域間交流を図っていく、職住分離、あるいは二居住ということも考えた地域全体の高齢化社会の受けとめ方が、大都市圏で非常に重要になってくる気がしていて、国のデザインと地方のデザインを考えていく必要がある。
- ・大都市圏制度は、広域的な調整をするための一つのツールとして使えるのではないか。
- ・大都市圏制度、都市圏というエリアの問題が一つ大きな課題ではないか。どのエリアを大都市圏制度の対象にするか。地域の中で格差が出てくるときに、エリアをもう少し区切って考えていくことが必要なのではないか。

### 【議題2 その他】

○議題2について事務局より説明

### (3) 閉会

(速報のため、事後修正の可能性があります。)